

【令和6年度 第1回栗東市国民健康保険運営協議会 議事録（要旨）】

開催日時：令和6年7月25日（木） 15：00～16：30

開催場所：栗東市庁舎3階 談話室

出席者：被保険者を代表する委員：柴田委員、小竹委員、濱路委員
保険医等を代表する委員：立石委員、小林委員
公益を代表する委員：三浦委員、櫻井委員、吉仲委員
被用者保険を代表する委員：佐川委員

欠席者：中島委員

事務局職員：小林健康福祉部長、大西保険年金課長、山元税務課長、
雲林院健康増進課係長、津田

1. 市民憲章唱和

2. あいさつ

3. 議 事

（1）協議事項

1. 令和5年度国民健康保険の運営状況等について（資料1）
2. 特定健康診査・特定保健指導・保健事業の実施状況について（資料2）
3. マイナ保険証の現状について（資料3）

事務局	皆様こんにちは。 本日はお忙しい中、また暑い中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回栗東市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 本日もご出席いただいております委員は10名中9名でございます。 運営協議会規則第8条第1項の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。 また、本協議会は、栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則第3条により、公開が原則と規定されております。 本日は傍聴者がおられないことをご報告いたします。 それではお手元の次第に従って進めさせていただきます。 初めに、市民憲章の唱和を行います。 市民憲章は次第裏面をご覧ください。 前段を私が朗読いたしますので、後段ご唱和願います。 《市民憲章唱和》 ありがとうございます。 続きまして、開会にあたりまして、協議会会長よりごあいさつを頂戴いたします。 会長よろしく願います。 《会長あいさつ》 ありがとうございました。 次に、上山副市長よりご挨拶申し上げます。 《副市長あいさつ》 ありがとうございました。 なお、誠に恐縮ではございますが、副市長は次の公務のため、これをもちまして退席をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、本日出席をしております、事務局側の職員の紹介をさせていただきます。 《事務局紹介》 どうぞよろしくお願い申し上げます。 では、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。 次第と資料1、資料2、資料3と、資料を3つ用意させていただいております。
-----	---

会 長	事前に送付をさせていただいておりますが、お手元にございますか。 またお持ちでない場合や、印刷不備がございましたらお申出の方お願いします。 よろしいでしょうか。 それでは議事に移ります。 協議会規則第 8 条第 2 項におきまして、会議の議長は会長が当たると定められますことから、会長に議長をお願いいたしますので、以降議事進行をよろしくをお願いいたします。 それでは、円滑な議事の進行につきましてご協力の方、よろしくお願いいたします。 それでは次第ごとに進めて参ります。 協議事項第 1 でございますが、令和 5 年度国民健康保険の運営状況等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。 協議事項 1 『令和 5 年度国民健康保険の運営状況等について』（資料 1） 《事務局説明》
会 長	ありがとうございました。 只今、説明がありました内容について、何かご質問、ご意見はございませんか。
委 員	5 ページ 5 番の保険税の収納率の件なのですが、現年度分が 94～95%ぐらいで、滞納分の方が悪いという状況で、収納率 100%に向けてということですが、100%に向けてどのような方法をお考えでしょうか。
事務局	税務課の方から回答いたします。 収納率ですが、当然、目標 100%という気持ちを持って、業務にあたっていこうと考えております。 ただ、なかなか 100%という収納率を確保することに関しては、当然様々な事情もあり、厳しいのが現状です。 栗東市の収納率は、県内の中で、比較的低い方にある中で、県内の水準、平均まで何とか持っていきたいと考えております。 今年度につきましては、前年の現年分の収納率が 94.75%ということで、県内平均 95.5%を目指していきたいと考えております。 それと近づけるための手段ですが、当然、未納の方への、督促や催告という行為は当然行い、それでもなお、納めていただけない方につきましては、財産調査という手順を踏んだ上で、資力があるにもかかわらず、お支払いされない場合は、しかるべき対応を取っていく必要があるかと考えており、そういった場合は差し

	押さえ等の手続きも取らせていただいております。 ただ、それだけではなく、相談などを通じて、どうしても支払いができないとか厳しいとかいう方については、じっくり話を行う中で、様々な支援にお繋ぎする場合もありますし、また必要に応じて分納という手段により、少しずつでもお支払いいただき、資力が回復した時点でまとめてお支払いいただくといった手続きをご案内する中で、何とか収納率を引き上げる努力をしていこうと考えております。
委 員	ありがとうございます。 やはり払わなければいけない税金が払われてないということについて疑問があるのと、払える能力があるのに払ってない人と、どうしても払えない人がいて、私としてはどうしても払えない方については、収納というよりもその方の生活をどういうふうに持っていったあげられるのかというところが、もちろん1つの課だけではないと思うのですが、その点だけ少し気になりましたし、そういう施策ができればいいかなと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。 どうしても払いたいがれど払えない方につきましては、本市では「重層的支援事業」を今年度から立ち上げているのですが、それより以前に、生活困窮者の「自立支援事業」というのがございまして、その中で月1回、税務課、福祉の関係課、子育てに関する関係課が集まり、課題のある家庭などの情報を集約した中で情報共有を行っておりまして、その中で、支援が必要な方につきましては、福祉的な支援を紹介させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
会 長	他に質疑はございませんか。
委 員	今コロナウイルスが5類に移行してから、傷病手当などコロナ関係の支出が0ということになっているのですが、また流行してきている状況の中で、ワクチンとか、傷病手当とか、後遺症で困っておられる方もたくさんいるみたいなので、市としてお答えは難しいとは思いますが、対応などはお考えでしょうか。
事務局	傷病手当につきましては、5類に下がったときに一旦終わっているのですが、流行状況をみて、制度的に必要だと国の方で判断や指示がありましたら、対応を行うことになるかと思います。
会 長	ありがとうございます。 他に質疑もないようですので次の議題の方に移らせていただきたいと思います。 それでは協議事項の2点目、特定健康診査・特定保健指導・保健事業の実施状況について、説明をお願いいたします。

	協議事項 2 『特定健康診査・特定保健指導・保健事業の実施状況について』 (資料 2) 《事務局説明》
会 長	ありがとうございました。 ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。
委 員	前回も質問させていただいたかもしれないのですが、特定保健指導の実施率が年々下がってきていて、滋賀県のよりも大分下という状況なのですが、何か実施率を上げる対策はございますか。
事務局	保健指導の対象の方には、これまでコロナ禍の影響もございまして、保健指導にあたっては、訪問による利用勧奨の訪問を控えており、そうすると、なかなか電話などで勧奨しても、利用に繋がらないという状況がずっと続いていましたので、今年度からは訪問をまた再開して、対面により利用勧奨を行う形で、利用率向上の対策をしていこうと動いているところです。
委 員	ありがとうございます。 あとこれも、前回にお伝えしたと思うのですが、健診後、例えば保健師の方がその場で特定保健指導されるということは無理なののでしょうか。
事務局	健診受診時に数値があまりよろしくない方が、そのまま 1 回目の保健指導に入れるようセット券という形で受診券を送らせていただいておりますが、保健指導が可能な医療機関と不可能な医療機関がある中で、健診後にそのまま保健指導を受けていただく方も一部おられます。 どのくらいの割合の方が、そのまま保健指導を受けておられるかは数値としては持ち合わせておりませんが、そういった部分も強化しながら、なるべく現在の 20% という率を上げていきたいと考えております。
会 長	ありがとうございました。 確認したいのですが、動機付け支援と積極的支援の差は何でしょうか。
事務局	動機付け支援は、生活習慣の改善に取り組むきっかけを提供するもので、長期的というよりは短期的に指導する内容となっており、積極的支援は、より重症化、発症予防をする必要性がある方に対して、専門家から長期的に保健指導をさせていただくというもので、関わり方の度合いが違っているとイメージしていただければと思います。

委 員	BIWA-TEKU アプリ事業のことで教えていただきたいのですが、栗東市で約 1,500 名が登録されておられるということなのですが、年代別ではどのような内訳になっているのでしょうか。
事務局	栗東市の方の割合ではなく、全体のユーザーでの割合になりますが、一番多いのが 40 歳から 60 歳までの方の利用率が一番高い傾向になっております。 75 歳以上の方にもご利用いただいておりますが、大体 15 名に 1 人ぐらいの割合だったと思います。 幅広い年齢層にご利用いただいておりますが、世代としては、50 歳前後の方の利用率が比較的高くなっております。
会 長	他によろしいでしょうか。 それでは続きまして、協議事項 3 番でございます。 マイナ保険証の現状について、ということで、事務局からよろしくをお願いします。 協議事項 3 『マイナ保険証の現状について』（資料 3） 《事務局説明》
会 長	ありがとうございました。 実際に使われてみてどうでしょうか。 ちょっと私はまだ使っていませんので、何とも言えませんが。
委 員	マイナンバーカードの保険証登録については、栗東市はまだ 58.6%ということでもいいのでしょうか。 まだ大分残っているような気がするのですが、マイナンバーカードを作っても、保険証として対応ができるかというのが、高齢者の方はなかなかわからないという状況があると思うのですが。 また、先ほどの 3 ページの説明の中で、保険証の台紙の右下に 4 桁のナンバーがついたということで、ナンバーが入っていたら保険証登録が出来ているということでもいいのでしょうか。
事務局	はい、その通りです。 ただこちらの 4 桁のナンバーは保険証の登録をしている方、していない方全員に記載しておりまして、登録しないと保険証としては使えないのですが、情報自体は内部で紐づいていることを周知するために印字をしております。 あと補足なのですが、先ほど 58.6%の登録率と申し上げたのですが、マイナン

委員	バーカードを作っている方が7割5分ぐらい、そのうちのマイナ保険証の登録をしている方が8割ぐらいということで、概ね58%となっており、概ね全国平均に近いと数値となっております。 そうなりますと、自分がその保険証の対応が出来ているかわかっていない方が多いと思いますので、何かそのあたりの周知や方法も考えていかなければならないかと思うのですが。 それと保険証対応によって、いろんな医療関係の情報と連携されるということなのですが、薬の関係とかだけになるのでしょうか。 例えば入院をしたときに、こういう手術をいつしたという情報を、病院の方に示す必要があるのですが、そういうデータは共有されることになるのでしょうか。
事務局	現状、国から示されているところだと、いわゆるお薬手帳と同じで投薬の状況ですとか、健康診断の情報の範囲となっておりますので、今おっしゃっていた範囲については、結局、ある程度、ご本人様から伝えていただかないといけない部分は大きいに残るかと思います。
委員	一番記憶に残らないところを書くことになりますので、もしそこまで出来たらいいなと思ったのですが、そこまで至らないということで、わかりました。
委員	マイナンバーカードの件なのですが、やはり保険証がなくなるということで、ほとんどの病院の方でも、機械がもう置いてありますよね。 私もそれを見ながらスルーしていたのですが、やはり病院の方でも、啓発をされておられて、登録はしたのですが本当に簡単なのです。 ただ、これが浸透しないというのは、やはりカードの怖さみたいなものではないかなと。 特に高齢者の方は、今まで保険証を見せて、保険がきくということになっていたのに、マイナンバーカードでと言われると、何か情報が取られるというのもおかしいのですが、何となく心配なので、どうしてもなかなか皆さんやれないような状況だと思うのです。 だから、やはり周知徹底するっていうのが、一番かなと。 もちろん病院の方も周知されているのですけれども、まだ時間があるという中で、あまりせっぱ詰まっていなという感覚がします。 メリットとかデメリットっていう言い方は、ちょっと私は合わないと思うのですよね。 やはりこれからの医療の流れというものがあって、心配な方はきっと、カードで全部情報が行くのではないかと、という不安があるのではないかなと。 でも保険証がなくなるということであれば、ずっと両方で行くのであれば皆さん選んだらいいのですが、そうじゃないっていうところから、その辺りで、早

	急に、市の方からのそういう啓発もお願いしたいなと思います。
事務局	12月2日以降に備えて、医療機関の窓口でも啓発をしていただいておりますが、また更新の時にもお送りしておりますが、チラシの配布とか、窓口に来庁された方へのご案内などにより、啓発に努めていきたいと考えております。
委員	医療機関でも啓発されていると言われましたが、病院の受付で、マイナンバーカードの登録をされていますか、と聞かれたことはないです。 だから積極的にそういう体制をとって欲しいと思います。 実際に医療機関の方から、マイナンバーカードを保険証に使いますから、保険証登録をしてください、という話が、私は今まで病院に何回か行っておりますけれど、1回もありませんし、言われなかったら分からないと思います。
事務局	すいません。 医療機関によってやはり温度差はあるかと思います。 そういうことに取り組むのに熱心なところとそれほどではないところがあって、またたくさんの患者さんがおられると年齢層も様々で、その方に応じて積極的には進めておられないけれども、対応できるよう機械は置いておられるという場合もあり、医療機関の方でも、その機械を置くことによって交付金を受けられるといった対策も色々ありますので、12月2日に向けて、どんどん使えるようにはなってきており、それがまた普通になっていくと考えております。
会長	ありがとうございます。 医療機関で、実際に窓口で機械を置かれて何か住民の方からトラブルとかありますか。
委員	機械はあるのですが、実際に受診された際に問題があったということは、特にはないかと思います。
会長	ありがとうございます。 国が一生懸命いろいろ言っている割には何もしてこないというのが、現実かなと思いますし、日だけ切ってしまっただけではちょっとまずいのではないかと私も思っていましたので。
委員	言葉尻をとらえて申し訳ないですけれども、厚生労働省のホームページで抜粋されている、マイナンバーカードの利用をしたら、よりよい医療が受けられると書いているのですが、そのカードを持たなかったらより良い医療は受けられないのかと、よりよい医療ってどういうことがよりよい医療って思われているのかというの、この文章からちょっと気になったのですけれど。 そういうのはどういうふうにとらえておられますか。

事務局	日常的に、何か、普段の生活の中で医療が人によって差が出るっていうことは無いと思うのですが、災害が起こった場合などには、マイナンバーカードの登録紐づけしていただいていることで、情報が早く得られるようになるのではないかなというふうに考えております。
委員	私もどちらかというと、国保さんと同じ立場になっておりまして、マイナンバーカードを使って診療を受けていただくというのを積極的に推進するという立場ではあるのですが、先ほど委員の方から自分が、マイナンバーカードを保険証として登録しているかがわからないという話があったと思うのですが、病院でもマイナンバーカードの保険証として登録がそこでできるという、登録してない方でもそこで登録できるということになっていると思いますので、問題ないと思います。 ここのチラシには書いてないのですが、そういうことが書いてあるチラシもあります。 実際、だからそれに変更してもらってもいいのかなと思うのですが、 あと、やはり医療機関さんの方から、やはりその辺を言っていただくのが一番いいのかなと。 12月2日以降、やはりトラブルがあって困るのは、治療を受ける方なのです。僕らが苦勞するというわけじゃなくて、そういう観点からすると、やはり医療機関さんの方から積極的にやっていただくというのがいいのかなと思いますので、できればよろしく願いしたいなと思います。
委員	医師会の方針としましては、保険証の継続を要請しております。
会長	ありがとうございました。 またこの件につきましては、いろんな面で啓発をよろしくお願いします。 全般的に協議 3 項目の報告があったところですけども、それ以外で皆さん何か、特に今日聞きたいところがあれば。
委員	前回か前々回に、带状疱疹のワクチンの話を、栗東市もお願いしたいと言っていたら、この4月からワクチンの補助を出していただけることになって本当に嬉しかったのですが、栗東市だけでなく、守山や草津の病院にかかっている場合に、受けられないことはないのですが、用紙をもらってきてくださいとか、問診票みたいなものをもらってきてくださいとか、病院にあるのを使ってくださいとか、市町によって申請の方法が違って、やってはいただけるのですが、近隣市町が交流されている中で、そういうことにも、統一的なものの話し合いをしていただきたいと思います。 コロナワクチンもこれから有料になってくると思いますし、できれば補助金が出ればありがたいことなので、その辺りの分も含めて、そういう部分についても、

	ご尽力いただければと思います。
委 員	ちょっと関連して私も教えて欲しいのですが、コロナワクチンのことで先ほどの国からの指示によって対応するとおっしゃったのですが、決算書を見ていると、結構な金額を繰り越しされていて、そういう繰り越される部分があるのであれば、コロナワクチンの補助金を、国からではなくて、栗東独自でできないもののかなと思うのですが、それはやはり国の指示によるものでないと駄目なのですか。
事務局	ご指摘いただいた考え方も1つあるとは思いますが、栗東市としましては、これから9年度の保険料統一等も控えておりますので、ちょっとまた検討課題とさせていただきたいと考えます。
委 員	ただワクチンを1回打つのにかかる金額っていうのは、かなり高いですね。だから、年金だけの生活の方だったら、ちょっとしんどい部分があるのかなと思いましたのでちょっと聞かせてもらいました。
委 員	今の保険料率の関係で、令和9年に県で統一されるという話がありますね。今年大きく率が上がりましたし、来年も基本的に大きく上がると思うのです。令和9年にどれぐらいの率とか、金額を考えておられるのかその辺だけちょっと聞かせてもらえないでしょうか。 栗東には高い方なのか、低い方なのか、中間なのか、その辺はどうなのでしょう。
事務局	栗東は低い方なので、上げていかなければならない幅が大分大きいと思います。
委 員	最終的に、来年2万円上げましょうっていうたら、市民の方はびっくりしてしまうと思うのですよ。 その辺の考え方を、どういうふうにされるのかなということを、教えて欲しいなと思うのです。 今年の秋に、また来年に向かって予算を組まれるときに、みんなに話をしないといけないと思うのですが、事前に、令和9年のときには、これぐらいの金額を県は想定されています、それに対して栗東市はこういう形でいく、ということを私たちに申し入れてもらわないと、一方的にこれだと思う、考えてくださいね、と言われても、それはどうか、となる可能性もあるので、ちょっとその辺を教えて欲しいなと思うのですけど。
事務局	7年度に向かってどの程度上げるかっていうのはまだ中の方でも検討ができていないので、また2回目の協議会のときに、案を出させていただきたいとは考え

	ております。 おそらくなんですけども9年度に向かって、7年度だけではなくて段階的に上げていく必要があるのですが、上げ方に関しても、今ここですぐにというのは申し訳ないですが提示できないです。
委 員	令和9年度に、これぐらいの金額を県は考えておられますという数字はないのですか。 前回、何かあったのですけど、その時にまだまだあやふやな数字でしたので。
事務局	昨年度担当させていただいたところで、知っている範囲でお答えさせていただければと思います。 まず目指すべき目標というところですが、昨年度もそのお話をさせていただいた中で、ゴールは毎年変わっていくという厄介なところがございます、あくまで昨年度ご検討いただいたのは、6年度ベースで県が定めている目標が、例えば100として、栗東はどこまで上げていきたいと思いますかという点を議論する中で、大体県の目指すべき100に対して3割水準ぐらいを想定して、おおむね10%ほど上げさせていただいたところです。 その結果、実際、県内平均でどの辺の水準になるかというところはまだ数字が出てないので分かりかねますが、その時点では県内で一番下の水準だったところが、今回の引き上げにより、感覚的には大体県内の真ん中ぐらいまでは持っていたのではないかと考えております。 実際はどういう状況の立ち位置にいるのかは、今後明らかになると思いますが、当然それを踏まえて、次を考えていくことになるわけですし、この令和7年で目指すべき水準というのは、6年で示しました水準とまた変わってくると思います。 というのは、医療費水準は毎年2%ないし3%上がっておりまして、それを踏まえると、やはり7年度の目標水準は引き上がってくることも予想されますし、あるいはいろんな内部努力の中でそこを何とか抑えることもまた、必要なことかと考えております。 そういったことを繰り返していく中で、最終的には9年度の目指すべき水準というのが決まってくるわけですし、それを今の段階で決定して、ここを目指してどれぐらいずつ上げていきたいと思いますかという話が出来れば、一番わかりやすいし明確なんですけれども、そこがなかなか今の段階で示すことが難しいというのが現状です。 今年も県が7年度の水準を秋から冬頃に示してくると思いますので、それを目安として、次年度どのように上げていくか、何とか努力できないかところも含めて、考えていく流れとなります。 制度上なかなか難しい部分がございますが、何とかできる限り、早い段階で情報をお示しさせていただくような形で、取り組んでいきたいという思いを持っているところでございます。

会 長	また次回の協議会のときに、そういうものがわかってあれば、示して欲しいと思いますし、よろしくお願いいたします。 それでは、皆さんご意見がないようでございますので、本日の議事につきましては、すべて終了させていただきたいと思います。 議事の進行につきまして、ご意見等いただきました。 ご協力いただきましてありがとうございます。 それでは、事務局をお返しいたします。
事務局	委員の皆様には長時間にわたりまして、慎重なご協議を賜り、誠にありがとうございました。 また、会長には円滑に議事進行いただき、ありがとうございます。 委員の皆様からいただきました意見等につきましては、今後の国保運営に生かして参りたいと考えております。 今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。 閉会にあたりまして、職務代理者から一言ごあいさつ頂戴いたします。
事務局	《職務代理者あいさつ》 ありがとうございました。 それではこれをもちまして、国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。 次回は1月に運営協議会を開催し、令和7年度保険料税率についてご協議願いたいと考えております。 日程が決まりましたらご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。 なお、庁舎南側の立体駐車場をご利用された方がおられましたら、無料化处理いたしますのでお声がけください。 本日は誠にありがとうございました。